

# ボランティア参加規約

ボランティア参加規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人日本伝統文化協会（以下「当法人」といいます。）が、主催又は実施に協力する活動のボランティアとして参加を希望する皆様（以下「ボランティア参加希望者」といいます。）に遵守していただく事項及び当法人とボランティアとして参加をする皆様（以下「ボランティア参加者」といいます。）との間の権利義務関係を定めております。ボランティア参加希望者は、必ず本規約の全文お読みいただき、同意の上お申込みくださいますようお願いいたします。

## 第1条（適用）

- 1 本規約は、当法人とボランティア参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当法人とボランティア参加者の間のボランティア活動に関わる一切の關係に適用される。
- 2 当法人の『公式ウェブサイト(<https://tjc-a.org>)』上及び本規約以外の書面で随時明示する当法人が行う活動のルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとする。但し、理由の如何を問わず当法人のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む。

## 第2条（参加申込）

- 1 ボランティア参加希望者は、当法人によるボランティア募集の条件、活動内容等を確認の上、当法人の定めるボランティア参加申込書（当法人ウェブサイトのボランティア参加申込フォームを含む）に必要事項を入力し、以下の各号に同意の上、参加申込みを行うものとする。
  - (1) 本規約に同意する。
  - (2) 未成年者については、親権者からの同意を得ている。
  - (3) ボランティアに対する対価は、原則支払われない。
  - (4) ボランティアを行うために必要な、会場までの交通費、活動のための交通費、食事代、宿泊費等一切の費用は、参加者本人が負担する。
  - (5) 当法人が指定する保険へ加入する、及び当該保険の補償内容を超える保険については、自らの判断で加入する。
  - (6) 参加申込後、何らかの事由により参加できなくなった場合は、速やかにその旨を連絡する。
  - (7) 第8条（反社会勢力との絶縁）の各号に該当していない。
- 2 当法人は、第1項に基づきボランティア参加の申込をしたボランティア参加希望者に対し、当法人の基準に従って参加を拒否することがあります。その際、ボランティア参加希望者から当法人への疑義を認めず、当法人は拒否の理由を開示する義務を負わないものとする。

## 第3条（ボランティア活動に際しての遵守事項）

ボランティア参加者は、ボランティア活動中、以下の各号に従うものとする。

- (1) ボランティア参加者は、ボランティア活動において当法人の指示に従わなければならない。

(2) ボランティア参加者は、ボランティア活動において当法人及び他のボランティア参加者、その他関係者と相互に協力するものとする。

(3) 災害や治安の急激な悪化など、やむをえない事情により、活動を中止する必要がある事を同意するものとする。

#### 第4条（禁止事項）

ボランティア参加者は以下の各号に該当する行為を行ってはならない。また、ボランティア参加者がいずれかの行為を行った場合、当法人は当法人の判断でボランティア参加者としての資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 良識に欠ける行為、品位に欠ける行為及び犯罪行為
- (2) 他の参加者又はその保護者、当法人の関係者、及びその他第三者を中傷したり、名誉を傷つけたりする行為
- (3) 他の参加者又はその保護者、当法人の関係者などに対し暴力をふるう行為
- (4) 商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権などを含む、他の参加者やその他第三者の権利を侵害する、又はその恐れのある行為
- (5) 当法人の承諾のない商業行為や勧誘行為
- (6) 当法人及び当法人が協力する活動を実施している施設への破損行為
- (7) 当法人及び当法人が協力する活動の運営を妨げる行為
- (8) 本規約に違反する行為

#### 第5条（資格の譲渡の禁止）

ボランティア参加者は、本規約に基づく一切の権利又は義務について、第三者への譲渡、承継、その他一切の処分をしてはならないこととする。

#### 第6条（守秘義務）

ボランティア参加者は、ボランティア活動中に知り得た、当法人又は当法人が協力する活動の参加者の個人情報及び秘密情報、当法人又は当法人が活動に協力する者などの当事者の個人情報及び秘密情報、及び他のボランティア参加者の個人情報及び秘密情報を第三者に漏洩しないものとし、ボランティア活動終了後も同様とする。

#### 第7条（免責）

- 1 当法人は、ボランティア参加者の安全管理について十分な注意を払うが、万が一、ボランティア参加者に傷病等が発生した場合、当法人に故意又は重過失がある場合を除いて、当法人は責任を負わないこととし、ボランティア参加者やその親族、第三者から当法人に対し、何らの請求も行えないものとする。
- 2 当法人は、ボランティア活動において、ボランティア参加者と他のボランティア参加者並びに当法人及び当法人がイベント実施を協力する者などの当事者、その他の第三者との間で生じた一切のトラブル（違法又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、当法人は一切の責任を負わないこととし、当事者間で解決するものとする。

#### 第8条（反社会勢力との絶縁）

ボランティア参加希望者及びボランティア参加者は、当法人に対して以下の各号に定める事項について保証するものとする。

(1) 暴力団等の反社会勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、関係の構築を行っていないこと、及び今後も行いう予定がないこと。

(2) 暴力団等の反社会勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、及び今後も行いう予定がないこと。

(3) 暴力団等の反社会勢力に属する者及びそれらと親しい間柄でないこと。

(4) 暴力団等の反社会勢力が、直接・間接を問わず、その構成員の統制に関与していないこと。

#### 第9条（規約の変更）

- 1 当法人は、本規約（当法人ウェブサイトに掲載するルール、諸規定等及び本規約以外の書面による当法人が行う活動のルール、諸規定を含む。以下本項において同じ。）を随時変更できるものとする。
- 2 当法人は、本規約を変更した場合、当法人が定める方法によりその内容をボランティア参加者に告知するものとし、当法人が告知をした時点より変更した規約の効力が生じるものとする。

#### 第10条（紛争の解決）

本規約に定める事項及びボランティア活動に関連した内容について疑義が生じた場合、その他本規約に関して争いが生じた場合は、ボランティア参加者と当法人の両者が誠意を持って協議し、解決するものとする。

#### 第11条（合意管轄裁判所）

本規約に定める事項及びボランティア活動に関連した内容に関する一切の訴訟その他の紛争（裁判所の調停手続きを含む）に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上

【令和3年9月1日】